

清田区総合庁舎後背斜面地防災対策検討業務 業務仕様書

1 業務の名称

清田区総合庁舎後背斜面地防災対策検討業務

2 業務の概要

本業務は、清田区総合庁舎後背斜面地が令和4年2月に土砂災害特別警戒区域等に指定されたことを受けて、指定地の現況を把握するとともに、測量や地質調査等を行い、その結果をもとに防災対策の検討（工法検討を含む）を行うものである。

3 業務の内容

(1) 業務の対象となる場所

清田区総合庁舎敷地(清田区平岡1条1丁目90-1ほか)

(2) 対象業務

以下に掲げる業務を実施し、防災対策の必要性等を検討する。

各業務における調査数量等は、別紙1を参考とすること。

ア 測量業務

(ア) 基準点測量

4級基準点測量とする。受託者において、周辺の既知点や地形状況等を確認し、基準点の追加等が必要と考えられる場合は、別途委託者と協議すること。

(イ) 地形測量

現地測量とする。受託者において、調査面積等の変更が必要と考えられる場合は、別途委託者と協議すること。

(ウ) 応用測量

路線測量（中心線測量及び縦横断測量）とする。受託者において、追加作業等が必要と考えられる場合は、別途委託者と協議すること。

(エ) 作工物調査

対象斜面内に設置されている土留工の詳細調査として、構造規格・寸法を計測し、図面作成を行う

(オ) 現場条件等

以下に掲げる条件等を想定している。

- ・ 地域・地形区分：原野・低山地
- ・ 縮 尺：1/500
- ・ 交 通 量：1,000台未満/12時間
- ・ 曲 線 数：なし
- ・ 測点間隔・測量幅：50m・45m未満

イ 地質調査業務

地質調査の着手前に地質調査計画書を提出し、内容について委託者の承諾を得ること。

(ア) ボーリング調査及び簡易貫入試験

- ・ ボーリング調査6孔（φ66mm）と簡易貫入試験9箇所（3m／箇所）とする。受託者において、追加等が必要と考えられる場合は、別途委託者と協議すること。
- ・ ボーリング調査にあわせて標準貫入試験（1回／m）を実施すること。
- ・ ボーリング調査及び簡易貫入試験位置は、現地確認後に委託者と協議して決定すること。
- ・ ボーリングの打止深度等については、委託者と協議のうえ決定すること。
- ・ ボーリング調査結果は、土質ごとにとりまとめ、委託者に報告すること。
- ・ 簡易貫入試験の調査結果をとりまとめ、委託者に報告すること。

(イ) 解析等調査

【既存資料の収集・現地踏査】

- ・ 関係文献等の収集と検討及び調査地周辺の現地踏査を行う。

【資料整理とりまとめ】

- ・ 各種計測結果の評価及び考察
- ・ 試料の観察
- ・ ボーリング柱状図の作成

【断面図等の作成】

- ・ 地層及び土性の判定
- ・ 土質又は地質断面図の作成

【総合解析とりまとめ】

- ・ 調査地周辺の地形及び地質の検討
- ・ 地質調査結果に基づく土質定数の設定
- ・ 地盤の工学的性質の検討
- ・ 報告書の作成

(ウ) 検定費等

- ・ 国土地盤情報センターにおいて、検定を受けること。
- ・ 検定は、A検定とする。

(エ) 現場条件等

以下に掲げる条件等を想定している。

- ・ せん孔深度・せん孔方向：8m／箇所・鉛直下方
- ・ 土 質：粘性土・シルト(1m)、砂・砂質土(7m)

ウ 設計業務

(ア) 設計計画

業務内容の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

(イ) 現地踏査

設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、斜面状況及び周辺の状況を把握する。

(ウ) 設計条件の確認

設計図書に示された地形・地質等、設計・施工上の基本条件について確認を行うとともに、関係機関との対外協議の既往資料及び貸与資料を当該設計用に整理する。

(エ) 現況斜面の解析

設計条件を基に地質特性、崩壊機構を検討し、斜面崩壊形態を推定する。また、この崩壊形態に対する現況斜面の安定解析を行う。

(オ) 比較形式の選定

現地状況、基本条件に対して適当と思われる工法を抽出し、技術的特徴及び課題の整理を行い、評価を加えて協議のうえ比較案3工法を選定する。

(カ) 概略設計計算

比較工法各案の構造形式を想定し、主要点の概略構造計算や概略安定計算を行う。

(キ) 概略設計図作成

比較案3工法について、概略数量を算出するため、概略設計図を作成する。概略設計図は、対策の全体概要について作成するものであり、平面図、標準断面図及び横断面図を作成する。また、標準断面図には、崖高、斜面勾配、推定すべり面及び設計条件について記載する。

(ク) 協議資料の作成

設計図書に基づき、関係機関との協議資料・説明用資料の作成を行う。また、資料は、平面図・標準断面図・全景写真等を取りまとめたものとする。

(ケ) 概算工事費の算出

作成した概略設計図に基づき比較3案の概略数量を算出し、概算工事費を算定する。

(コ) 比較一覧表作成

比較案3工法の概略設計図、概算工事費をもとに経済性・施工性・環境への影響・地域特性等を明記した比較一覧表を作成する。また、作成した比較一覧表をもとに最適案を決定する。

(サ) 照査

- ・ 基本条件の決定に際し、現地状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形・地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- ・ 概略設計図を基に位置、取り合い（既設構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているか照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が施工計画に反映されているかの照査を行う。
- ・ 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- ・ 設計計算、設計図、概略工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(シ) 報告書作成

設計業務の成果として、報告書を作成する。

なお、設計条件、斜面崩壊形態、工法・構造形式の決定経緯と選定理由等を取りまとめた設計業務成果概要書を作成する。

エ 打合せ

打合せは以下の回数を予定している。

なお、主任設計者は全ての打合せに出席すること。

- ・ 業務着手時
- ・ 中間3回（測量結果、地質調査結果、比較案検討結果を想定）
- ・ 成果品納品時

(3) 主任設計者及び照査技術者の資格要件

本業務の主任設計者及び照査技術者については、別紙2に示す資格要件を満たすものとする。

4 業務の期間

契約締結日から令和6年3月14日までとする。

5 成果品

紙媒体として、下記の成果品を提出すること。

- ・ 報告書 . . . 1部
- ・ 測量成果 . . . 一式
- ・ 地質調査結果 . . . 一式
- ・ 設計図 . . . 一式
- ・ 設計計算書 . . . 一式
- ・ 概算工事費 . . . 一式
- ・ 打合せ記録簿 . . . 1部
- ・ その他委託者が必要とするもの . . . 一式
- ・ 上記に係る電子媒体（PDF形式とWordなど編集可能なデータ形式）

※電子媒体の提出方法は、別途委託者と受託者で調整することとする。

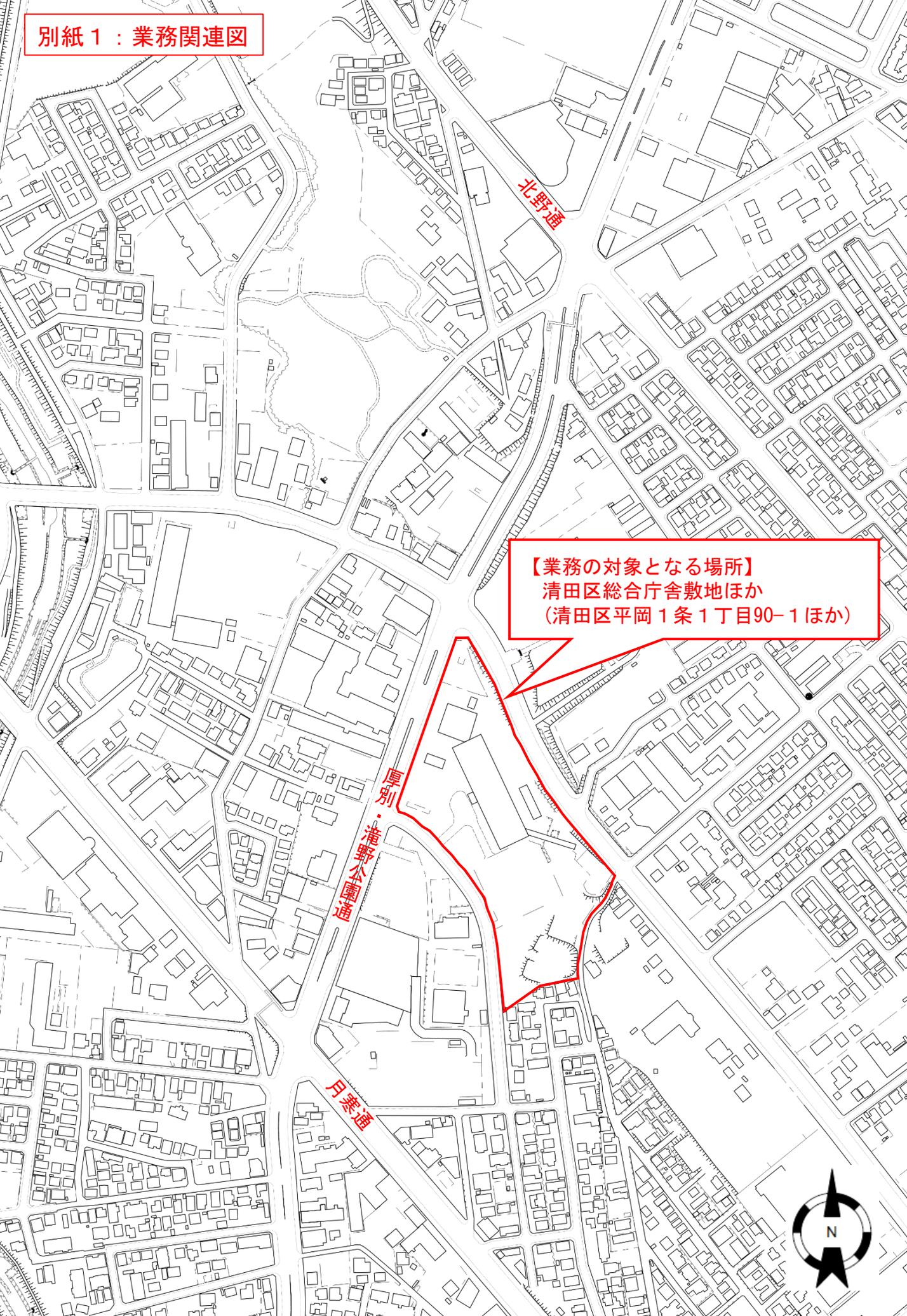
6 電子納品

- (1) 本業務は電子納品対象業務とする。なお、電子納品の運用にあたっては「電子納品に関する手引き【土木業務編】」（以下、「手引き」という。）に基づいて行うものとする。
- (2) 成果品は、「手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R、DVD-R等）で2部提出する。「手引き」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、疑義がある場合は委託者と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
- (3) 成果品の提出の際には、業務中及び業務完了前にシステムチェックとウイルスチェックを実施したうえで提出すること。
- (4) 図面データについては、本市で使用しているAutoCADのバージョンを委託者に確認し、同ソフトにおいて文字化け、フォントサイズによるずれ等が発生しないよう、成果品を作成すること。また、図面内に図表を配置する場合は、併せて元データを提出すること。

7 特記事項

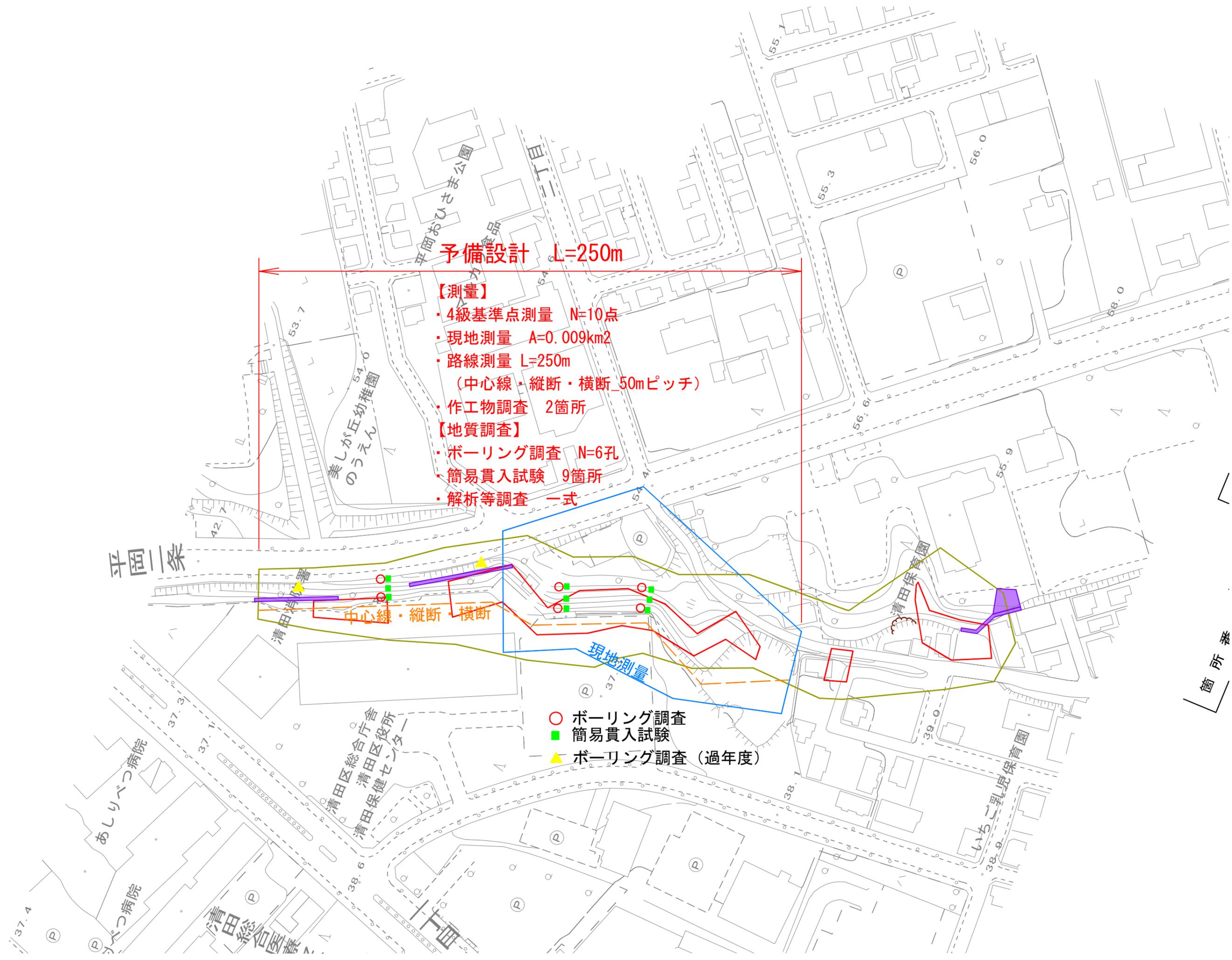
- (1) 受託後速やかに業務計画書（業務工程表を含む）を提出し、委託者の確認を得ること。
- (2) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。また、委託者及び関係団体との連絡を密接に取り十分な連絡・協力を図ること。
- (3) 受託者は、本業務の遂行に当たって収集し、知り得た企業、市民等の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後において、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。
- (4) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証すること。
- (5) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (6) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と協議し、その指示に従うこと。

別紙 1 : 業務関連図



【業務の対象となる場所】
清田区総合庁舎敷地ほか
(清田区平岡 1 条 1 丁目 90-1 ほか)





予備設計 L=250m

【測量】

- ・4級基準点測量 N=10点
- ・現地測量 A=0.009km²
- ・路線測量 L=250m
(中心線・縦断・横断_50mピッチ)
- ・作工物調査 2箇所

【地質調査】

- ・ボーリング調査 N=6孔
- ・簡易貫入試験 9箇所
- ・解析等調査 一式

中心線・縦断・横断

現地測量

- ボーリング調査
- 簡易貫入試験
- ▲ ボーリング調査 (過年度)

箇所

主任設計者及び照査技術者の資格要件

- 本業務の主任設計者及び照査技術者は、下記の条件を満たす者とする。
 - 主任設計者は、下記資格要件分類表の(Ⅰ)の要件を満たす者とする。
 - 照査技術者は、下記資格要件分類表の(Ⅰ)の要件を満たす者とする。
- 技術士またはRCCMの資格保有者とは、登録していることを条件とする。
 業務着手時に、資格者であることを証明できる書類（登録証の写し）を提出すること。
 なお、資格要件(Ⅰ)で技術士の場合は、専門科目が証明できる書類（登録証明証の写し）を提出すること。

資格要件分類表

要件分類	資 格	
	主任設計者	照査技術者
資格要件(Ⅰ)	技術士（建設部門－土質及び基礎、道路。総合技術監理部門－建設－土質及び基礎、道路）、RCCM（土質及び基礎、道路）のいずれかの資格保有者。	
資格要件(Ⅱ)	技術士（建設部門、総合技術監理部門－建設）、RCCM（土質及び基礎、道路）のいずれかの資格保有者。	
資格要件(Ⅲ)	技術士（建設部門、総合技術監理部門－建設）、RCCM（別表1）のいずれかの資格保有者、又は建設コンサルタント等業務について（大学・短大・高専卒20年、高卒22年、その他25年以上）実務経験を有する者。	技術士（建設部門、総合技術監理部門－建設）、RCCM（別表1）のいずれかの資格保有者。
資格要件(Ⅳ)	技術士（別表2）、RCCM（別表3）のいずれかの資格保有者、又は建設コンサルタント等業務について（大卒13年、短大・高専卒15年、高卒17年以上）実務経験を有する者。	技術士（別表2）、RCCM（別表3）のいずれかの資格保有者。

別表1

RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	道路
	鉄道
	造園
	都市計画及び地方計画
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算
	建設環境

別表2

技術士	建設、総合技術監理－建設	(科目問わず)
	上下水道、総合技術監理－上下水道	上水道及び工業用水道、下水道
	農業、総合技術監理－農業	農業土木
	森林、総合技術監理－森林	森林土木
	水産、総合技術監理－水産	水産土木
	応用理学、総合技術監理－応用理学	地質

別表3

RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	電力土木
	道路
	鉄道
	上水道及び工業用水道
	下水道
	農業土木
	森林土木
	造園
	都市計画及び地方計画
	地質
	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算
建設環境	
水産土木	

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、
「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
- (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（複写、複製の禁止）

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、

件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことにより委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。